報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

(処分事項)

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分する。

平成31年3月31日

三田市長 森 哲 男

(専決処分すべき事項)

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定(別紙のとおり。)

(理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第12号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例(昭和39年三田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第18項」を「附則第15条第1 9項」に改める。

付則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第4 0項」に改める。

付則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第4 4項」に改める。

付則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第4 5項」に改める。

付則第18項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例 (以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税に ついて適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例によ る。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前 日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「若し くは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」と